

軽度・中度難聴者の補聴器 購入費用を一部助成します



身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴者の方を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。

音が聞こえにくくて
色々不安…



補聴器を
利用すると…

テレビの音量を上げなくても
ちゃんと聞こえる！

会話が聞き取りやすくて
家族や友人と
話すのが楽しい！

前より車の音が聞こえるから
散歩のときも安心！



補聴器で「聞こえにくい」を緩和して
日々のくらしをより明るく、楽しく



【対象となる方】

- ①由利本荘市に住民登録している
- ②18歳以上
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上
かつ、身体障害者手帳の対象でない
- ④5年以内に「由利本荘市難聴児補聴器
購入費助成事業」を利用していない
- ⑤市税等の滞納がない

※すべて満たす方が対象となります

【助成内容】

購入費用の2分の1
(上限額は以下の通り)
生活保護受給世帯…5万円
住民税非課税世帯…5万円
住民税課税世帯…2万5千円

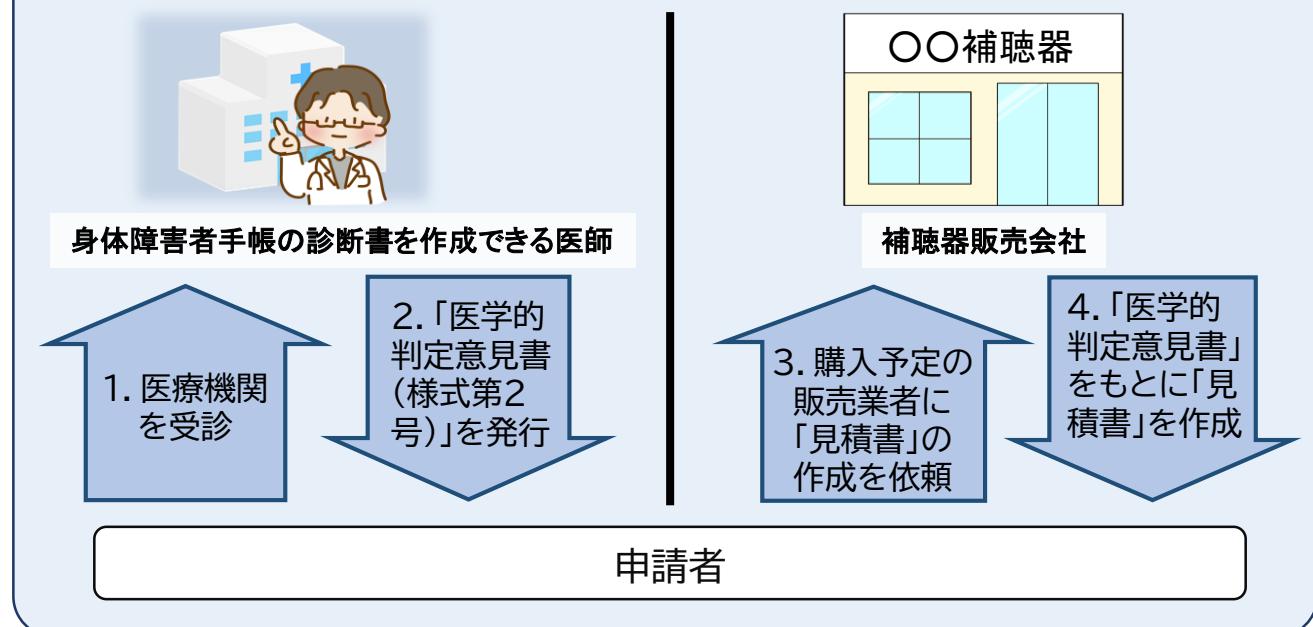
申請の流れは裏面へ

申請の流れ

必ず補聴器を購入する前に申請してください。詳しくは事前に市窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧下さい。

A.事前にご用意いただくこと

市の窓口にて問い合わせ、申請書類をもらう。
(市のホームページからもダウンロードできます)



事前準備が
完了したら…

- ①「申請書」「医学的判定意見書(様式第2号)」「見積書」をもって、市の窓口で申請する。
- ②支給を決定した場合、市から「決定通知」「給付券」「請求書(様式第6号)」「請求書兼委任状(様式第7号)」が届く。
- ③届いた書類を持って、見積をもらった販売業者で補聴器を購入する。
- ④「請求書(様式第6号)」または「請求書兼委任状(様式第7号)」のいずれかに、「給付券」と「領収書(または代金を支払ったことがわかるもの)」を添付して市に請求する。

※予算の上限に達した場合、申請受付を終了いたします。ご了承ください。

お問い合わせはこちら

【18~64歳の方】…福祉支援課

由利本荘市瓦谷地1番地(鶴舞会館1階)/0184-24-6314

【65歳以上の方】…長寿生きがい課

由利本荘市尾崎17番地(本庁1階)/0184-24-6322

または各総合支所市民サービス課